

各 位

会 社 名 株式会社 ジー・モード
代表者名 代表取締役社長 宮路 武
(JASDAQコード2333)
問合せ先
役職・氏名 取締役管理本部長 善村 賢治
電 話 03-5302-0606

業務・資本提携及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 25 日開催の取締役会において、株式会社アプリックス（本社：東京都新宿区、代表取締役：郡山龍、以下「アプリックス」）と業務・資本提携を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本業務・資本提携を推進するにあたり、アプリックスは株式会社アエリア（本社：東京都港区、代表取締役社長：小林祐介、以下「アエリア」）が保有する当社の全株式を譲受け、当社の筆頭株主となる予定であることも併せてお知らせいたします。

記

I. 業務・資本提携について

1. 業務・資本提携の趣旨

当社は「携帯電話ゲームNo.1カンパニー」として170万人を超える公式課金会員数を有するとともに、モバイルのみならずあらゆるデバイスに対応可能な先端的なアプリ開発技術力を有しております。一方、アプリックスは組込みソフトウェアメーカーとして、日本で初めてSun MicrosystemsよりJava™のライセンスを取得し、1999年、世界に先駆けて発売されたJava搭載家電に同社のJavaプラットフォームが採用されたのを皮切りに、世界中の携帯電話メーカーや通信事業者幅広く利用されるなど、携帯電話をはじめとするデジタル家電用のJavaテクノロジーにおける世界的なリーディングカンパニーであります。

両社の事業内容は密接な関係にありながらも競合しないものであり、いずれも携帯電話を主要なターゲットとしていることから、製品の開発・販売等について、これまでも良好な協業関係を構築してまいりました。

本日、アプリックスがアエリアとの間で締結した株式譲渡契約に基づいて当社の株式を譲り受けることにより、両社の信頼関係をより強固なものにするるとともに、携帯電話向けソフトウェア・コンテンツ関連事業における両社の協業関係を更に強化し、エマージングマーケットを中心とする海外の携帯電話マーケットに対して、ユーザーのニーズに対応したサービスをタイムリーに提供することで、相乗的な企業価値の向上を図ってまいります。

2. 業務・資本提携の内容

(1) 海外での市場拡大

当社とアプリックスはモバイル上でのカジュアルコンテンツ等の一般コンシューマ向けサービスやソフトウェアを中核とした販売促進や協調営業の体制を整備・充実させ、海外での市場拡大を目指します。

(2) 定期的かつ緊密な情報の交換

提携関係の一層の発展に向け、協業の推進、検討、協議、報告に関する定期的かつ緊密な情報交換を行い、シナジー効果の早期実現を目指してまいります。

(3) 社外取締役の派遣受入れ

アプリックスから社外取締役2名の派遣を受入れる予定であり、本年6月に開催予定の当社定時株主総会にて選任決議を行なう予定です。

(4) 資本提携

アエリアが所有する当社の全普通株式 22,620 株をアプリックスが譲り受けることで、同社は当社の主要株主である筆頭株主となります。さらに、業務提携ならびに人材交流をより円滑に進めるため、アプリックスは当社株式を追加取得いたします。これにより、当社はアプリックスの持分法適用関連会社となる予定です。

(5) その他

本業務・資本提携契約締結以降、当社(別添文中、「乙」という)が別添①に該当する行為を行うことについて、アプリックス(別添文中、「甲」という)の事前承諾を要する旨、また、別添②に該当する事項について、アプリックスへ情報提供する旨、及び別紙③に定める事項を遵守する旨を合意しております。

3. 提携先の概要(平成 20 年 12 月 31 日現在)

- | | | |
|-------------------|---|--|
| (1) 商号 | 株式会社アプリックス | |
| (2) 設立年月日 | 昭和 61 年 2 月 22 日 | |
| (3) 本店所在地 | 東京都新宿区西早稲田二丁目 18 番 18 号 | |
| (4) 代表者 | 代表取締役 郡山 龍 | |
| (5) 主な事業内容 | 携帯電話・PC 向けミドルウェアを中心とした組み込みソフトウェアの研究開発および販売
パソコン向けソフトウェアの研究開発および販売 | |
| (6) 資本金の額 | 13,263,950 千円 | |
| (7) 大株主
[持株比率] | 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ [14.80%]
郡山 龍 [10.65%]
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー [5.79%]
株式会社ドコモ・ドットコム [2.96%] | |
| (8) 従業員数 | 168 名([連結]293 名) | |
| (9) 当社との関係 | 資本関係：該当事項なし
人的関係：該当事項なし
取引関係：ゲームコンテンツの利用許諾ならびにソフトウェアプログラムの開発受託 | |

4. 日程

- | | |
|------------------|--------------|
| 平成 21 年 5 月 25 日 | 取締役会決議 |
| 平成 21 年 5 月 25 日 | 業務・資本提携契約書締結 |

II. 主要株主である筆頭株主の異動について

1. 異動が生じた経緯

本業務・資本提携契約に関連し、当社の主要株主である筆頭株主のアエリアが保有する当社株式全てをアプリックスが譲り受けるものであります。

2. 当該主要株主である筆頭株主の名称等

(1) 新たに主要株主である筆頭株主となる株主の名称

- | | |
|------------|--|
| (a) 名称 | 株式会社アプリックス |
| (b) 本店所在地 | 東京都新宿区西早稲田二丁目 18 番 18 号 |
| (c) 代表者 | 代表取締役 郡山 龍 |
| (d) 主な事業内容 | 携帯電話・PC 向けミドルウェアを中心とした組み込みソフトウェアの研究開発および販売 |

(2) 主要株主及び筆頭株主でなくなる株主の名称

- | | |
|------------|--------------------------------------|
| (a) 名称 | 株式会社アエリア |
| (b) 本店所在地 | 東京都港区赤坂五丁目 2 番 20 号 |
| (c) 代表者 | 代表取締役社長 小林 祐介 |
| (d) 主な事業内容 | エンターテインメント事業、メディア&ソリューション事業、ファイナンス事業 |

3. 当該株主の議決権数（所有株式数）及び総株主の議決権数（発行済株式総数）に対する割合
 (1) 株式会社アプリックス

	所有議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権数 に対する割合	大株主順位
異 動 前 (平成 21 年 5 月 22 日時点)	— (—)	— (—)	—
異 動 後 (平成 21 年 5 月 25 日現在)	22,620 個 (22,620 株)	19.99% (19.99%)	第 1 位

(2) 株式会社アエリア

	所有議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権数 に対する割合	大株主順位
異 動 前 (平成 21 年 5 月 22 日時点)	22,620 個 (22,620 株)	19.99% (19.99%)	第 1 位
異 動 後 (平成 21 年 5 月 25 日現在)	— (—)	— (—)	—

(注 1) 議決権数を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 0 株

(注 2) 平成 21 年 5 月 25 日現在の発行済株式総数 113,183 株

4. 異動年月日

平成 21 年 5 月 25 日

5. 今後の見通し

当該業務・資本提携による業績への影響につきましては、今後確定次第お知らせいたします。

以 上

別添①

承諾事項

- (1) 定款変更
- (2) 乙及び乙の子会社に関する合併・会社分割・株式交換・株式移転又は事業全部若しくは重要な一部の譲渡、その他の組織再編行為
- (3) 乙及び乙の子会社に関する解散又は主要な事業の廃止
- (4) 乙及び乙の子会社に関する破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始、特定調停開始、その他これに類する手続開始の申立
- (5) 乙及び乙の子会社に関する募集株式、募集新株予約権、募集新株予約権付社債又は株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債を取得できる権利の発行又は付与
- (6) 乙に関する株式の分割、株式の併合又は株主無償割当て
- (7) 乙に関する自己株式又は自己新株予約権の取得、処分又は消却
- (8) 乙に関する剰余金の配当（中間配当を含む。）
- (9) 乙に関する資本金の額の減少又は準備金の額の減少
- (10) 乙に関する会社法第 450 条に定める資本金の額の増加
- (11) 乙に関する会社法第 451 条に定める準備金の額の増加
- (12) 乙に関する代表取締役の変更
- (13) 乙に関する会計監査人の変更
- (14) 乙の子会社の株式譲渡その他子会社の異動を伴う行為
- (15) 乙に関する上場廃止
- (16) 乙及び乙の子会社による第三者に対する信用の供与（但し、通常の業務過程で行われるものを除く。）
- (17) 乙及び乙の子会社による第三者に対する重要な投資（第三者の発行する株式その他の有価証券の取得を含む。）
- (18) 乙及び乙の子会社による第三者のための保証提供その他これに類する重要な金融債務負担行為
- (19) 乙及び乙の子会社による取締役又は執行役員への退職慰労金の支払
- (20) 敵対的買収防衛策の導入、改廃
- (21) 乙及び乙の子会社による事業又は重要な資産の取得又は処分
- (22) 乙及び乙の子会社による、新規事業の開始
- (23) 乙及び乙の子会社による重要な契約の締結、改廃、業務上の重要な取引相手先との間の取引終了、解除その他の重要な変更
- (24) 重要な知的財産の処分、ライセンス
- (25) 事業計画、予算の策定、修正
- (26) 甲乙間の提携に重要な影響を及ぼすおそれのある事項

別添②

情報開示

- (1) 乙の株主状況について常時積極的な注意を払い、以下の各号に定める事由が発生したときは、その状況について、可能な限り適時にその事実及び進捗状況を甲に報告する。
 - ① 乙に関する大量保有報告書が提出されたとき
 - ② 乙に対する公開買付けが開始されること又はその準備行為であると合理的に判断される行為を乙が認識したとき
 - ③ 第三者から乙の株主名簿の閲覧請求権の行使があったとき
 - ④ 第三者から株主提案権又は株主総会開催請求権の行使があったとき
 - ⑤ その他合理的に重要と判断される株主の変動を乙が認識したとき
- (2) 乙及び乙の子会社の資産、負債、純資産、許認可等、業務の継続や見通しに重大な悪影響を与えるおそれがあると合理的に判断される事由が生じた場合、乙及び乙の子会社の業務に重大な悪影響を与えるおそれがあると合理的に判断される事由が生じた場合、及び決算予想を修正すべき事由が発生した場合、直ちにこれを甲に報告し、その対応について誠実に協議する。
- (3) 乙および乙の子会社はその財務情報を合理的な範囲で適時に甲に報告する。乙及び乙の子会社は、甲の要請のある場合、乙及び乙の子会社の通常の営業時間内において、乙及び乙の子会社の帳簿、記録、事務所その他の設備及び財産に対し、閲覧（必要な範囲での謄写を含む。）を行う合理的な機会を与え、情報提供を行う。
- (4) 乙は、役員及び重要な経営幹部の入退社またはこれが予想される事態が生じた場合には、速やかに甲に報告をする。

別添③

遵守事項

(A) 業務に関する事項

1. 乙及び乙の子会社は、法令等を遵守し、誠実にその業務を行う。
2. 乙及び乙の子会社は、善良なる管理者の注意をもって、その事業を維持・遂行するものとし、乙及び乙の子会社の事業、資産、財務状況、業績又は事業の見込みに重大な悪影響を与える可能性のある一切の行為を行わない。
3. 乙及び乙の子会社は、公正な慣行に従い、乙の全ての財務上の取引、資産及び事業を記載した記録及び帳簿を保持し、乙及び乙の子会社の財務諸表（乙の有価証券報告書、四半期報告書及びその訂正報告書を含む。）につき、法令等及び一般に公正妥当と認められる会計方針に従って作成し（日本において一般に公正妥当と認められた会計基準により認められない会計基準への変更を行わない。）、乙及び乙の子会社の経営成績及び財政状態をかかえる基準に照らして正確に反映する。
4. 乙は、本契約書に基づき乙が甲に対して行う通知及び開示する情報が重要な点において真実かつ正確なものであるようにせしめする。
5. 乙及び乙の子会社は、反社会的勢力との間に何らの資金上の関係も持たず、反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与しない。乙及び乙の子会社は、反社会的勢力に対して、名目の如何を問わず、資金の提供を行わない。乙及び乙の子会社は、反社会的勢力を、乙及び乙の子会社の役員等に選任せず、また従業員として雇用しないほか、反社会的勢力に乙及び乙の子会社の経営に関与させない。

(B) ガバナンスに関する事項

甲は、乙及び乙の子会社の取締役会に、甲が指定する者をオブザーバーとして出席させることができるものとし、乙及び乙の子会社は、取締役会及び経営会議の開催日が決まり次第速やかに、その議題、開催日及び開催場所を甲に書面で通知する。